

## 寄与分に関する裁判例

(相続人以外の者の寄与に関するものを中心に)

### ① 東京高裁平成22年9月13日決定・家裁月報63巻6号82頁

【判旨】被相続人Aは、相続人Bの妻であるCが嫁いで間もなく脳梗塞で倒れて入院し、付き添いに頼んだ家政婦がAの過大な要望に耐えられなかったため、Cは、少なくとも3か月間はAの入浴中の世話をし、その退院後は右半身不随となったAの通院の付き添い、入浴の介助など日常的な介護に当たり、更にAが死亡するまでの半年の間は、Aが毎日失禁する状態となったことから、その処理をするなどAの介護に多くの労力と時間を費やした。

Aが入院した期間のうち約2か月は家政婦にAの看護を依頼し、Aは、在宅期間中は入浴や食事を作ることを除けば、概ね独力で生活する機能を有していたことが認められるが、CによるAの入院期間中の看護、その死亡前約半年間の介護は、本来家政婦などを雇ってAの看護や介護に当たらせることを相当とする事情の下で行われたものであり、それ以外の期間についてもCによる入浴の世話や食事及び日常の細々とした介護が13年余りにわたる長期間にわたって継続して行われたものであるから、CによるAの介護は、同居の親族の扶養義務の範囲を超え、相続財産の維持に貢献した側面があると評価することが相当である。

CによるAの介護は、Bの履行補助者として相続財産の維持に貢献したものと評価でき、その貢献の程度を金銭に換算すると、200万円を下ることはないというべきであるから、この限度でBのこの点に関する寄与分の主張には理由がある。

### ② 東京家裁平成12年3月8日審判・家裁月報52巻8号35頁

【判旨】被相続人A（昭和61年12月死亡）は、昭和54年9月に脳梗塞で入院し、同年11月には退院したが、その際に左手左足に麻痺が残り、離床や就床、入浴等、起き上がりや立ち上がりの所作については人の介助（抱き起こし等）が必要で、歩行等の移動については物の支え又は人の介助に頼る状態となった。特にAの退院後しばらくの間は、介助者も介助されるAも要介助

状態に慣れていないことから、介助に一層体力を必要とするなど、全般に苦勞があった。その後はいくらかAの状態も改善され、一時は外出ができた時期もあったが、昭和61年夏頃以降、Aの体力はかなり低下して病臥することが多くなり、介助の必要性が高くなった。ただし、Aの知的能力には最後まで特段の衰えはなく、食事は自力で可能であったし、排泄についても、トイレまでの移動や着座、起立に介助があれば、概ね自力で行うことが可能であった。

Aの介助には、主としてAの妻Bが当たっていたが、相続人（Aの長男）Cの妻Dも折に触れてBと共に、あるいは単独で、Aの介助に当たった。また、Cの子であるEないしGも、成長するにつれて、空いた時間に入浴の手伝いをしたり、聴力の弱いBに代わって、深夜にトイレまで付き添いを行うことが多くなった。Bの年齢等を考慮すると、Aの介助を全面的にB一人で行えるものではなく、DないしGによる介助が、まったくの補助的勞務でしかなかったとは認め難い。特に、退院当初の介助に不慣れな時期や、Bが年老いる一方でAの体調が悪化した晩年の頃には、介助の負担も相当重いものとなり、DないしGによる介助は、Aの日常生活の上で不可欠のものであったと考えられる。よって、これらDないしGによる介助行為は、Bの履行補助者的立場にある者の無償の寄与行為として、特別の寄与に当たるものと解する。

上記の事実等を総合的に考慮して、Bの寄与分を金170万円と定める。

### ③ 横浜家裁平成6年7月27日審判・家裁月報47巻8号72頁

【判旨】被相続人A（昭和51年5月死亡）は、大正4年9月にBと婚姻し、Bの父Cが大正7年7月に死亡したため、Bが家督相続により農地を相続し、AB夫婦は農業によって生活してきた。AB間の長男であるD（代襲相続人Eの父）は、昭和17年4月にFと婚姻し、DF夫婦とAらが農業に専従していたが、Bは昭和27年頃貸家を建てその家賃収入を得、Dは農閑期に工場で働くなどの副収入を得て、Aらの生活費に充てた。昭和31年12月にBが死亡したため、それ以降、Dが中心となって農業経営を維持し、Bの遺産はAとDが相続し、Aの相続した物件が本件の遺産となった。Aは昭和41年頃脳溢血で倒れ、それ以降農作業はできなくなったところ、昭和43年8月にDが死亡し、農業の中心的担い手はE及びFとなった。遺産の固定資産税は、昭和31年から昭和43年まではDが、同年以降はEが負担した。

以上の事実によれば、亡D、E及びFは、亡B及びAの家業である農業を維持することによって農地などの遺産の維持に寄与したものと認められ、亡Dの代襲相続人であるEは、Aの相続人としての亡Dの地位を承継するので

あるから、亡Dの寄与分あるいは、FがD及びEの履行補助者として寄与したことを承継ないし包含するものといえることができる。そこで、Eの寄与分として、本件の遺産の評価額の50パーセントと認めるのが相当である。

④ 神戸家裁豊岡支部平成4年12月28日審判・家裁月報46巻7号57頁

【判旨】被相続人A（昭和51年7月6日死亡）は、農業に従事していたが、昭和25年頃から、農作業はAの子であるBに任せ、花売りの行商に従事するようになった。しかし、昭和44年頃、高血圧と心臓病が悪化したことから、花売りの行商をやめ、以後はBに扶養されていた。昭和48年末頃からは、上記持病に老衰も加わって、寝たきりの状態となった。近隣には入院できる病院はなく、また、Aも入院を嫌ったため、自宅療養し、Bの妻Cが専らその付添看護を行っていた。Cは、Aの病状が進行した昭和49年3月頃からは、垂れ流しの大小便の世話のため、30分以上の外出をすることができなくなり、Aの発作の危険が増した昭和50年12月頃からは、昼夜、Aの側に付きっきりで看護した。そのため、Cは、慢性的な睡眠不足となり、Aの死後、長期間の看病疲れから自律神経失調症を患ったほどであった。

以上のようなCのAに対する献身的看護は、親族間の通常の扶助の範囲を超えるものがあり、そのため、Aは、療養費の負担を免れ、遺産を維持することができたと考えられるから、遺産の維持に特別の寄与貢献があったものと評価するのが相当であるところ、上記看護は、Bの妻として、Bと協力し合い、Bの補助者または代行者としてなされたものであるから、遺産分割に当たっては、Bの寄与分として考慮すべきである。

上記寄与分の価格は、相続開始時において、120万円と評価するのが相当である（昭和49年3月以降概ね28か月として、死亡直前の6か月を月9万円程度、その余の22か月を月3万円程度が通常の扶助を超える部分の評価とした。）。

⑤ 東京高裁平成元年12月28日・家裁月報42巻8号45頁

【判旨】被相続人Aの長男Bが中学卒業後農業後継者として相続財産の増加・維持に寄与した事実及びCがBの配偶者として農業に従事し、B死亡後もAらと同居の上、Bの遺志を継いで農業後継者のために農業に従事して相続財産の維持に寄与した事実を、BC夫婦の子であるD及びE（Bの代襲相続人）の寄与分として認めることは寄与分制度の趣旨に反するものではないと解される。そして、B及びCの寄与の期間、方法及び程度、相続財産の額、他の相続人の生活歴及び寄与の有無等記録に頭われた一切の事情を考慮すれば、B及びCの寄与に基づくD及びEの寄与分を相続財産額の半額と定めた原審判

の判断が，原審判に許された裁量判断を超えて違法であると認めることはできない。